

広島県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について

平成19年3月28日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長において専決処分することができる事項は、次のとおりとする。

地方自治法第96条第1項第13号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が50万円以下のものの額を定めること。

附 則（令和5年10月30日議決）

この議決の効力は、令和6年4月1日から生ずるものとする。ただし、「180条」を「第180条」に改める改正規定の効力は、令和5年10月30日から生ずるものとする。